

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習の実施方法及び日程

イ オンデマンド配信での実施

令和六年八月一日から同月三十日までの間に講習動画を視聴する。なお、講習動画視聴のページについては、別途埼玉県生活衛生課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/6hou/jourei-kaisei.html>）に掲載する。

ロ 会場配信での実施

令和六年八月二十七日

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番十七

埼玉県川越地方庁舎